

本宮市農業委員会 平成31年2月総会 議事録

1. 開催日時 平成31年2月22日（金）午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一	6番	佐藤 一徳
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。

事務局長 続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員5番 遠藤政幸委員 農業委員6番 國分新司 委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長に報告を求めます。

(1番 佐藤孝昭 委員)

農地転用調査委員長 調査委員長に選任されました、佐藤孝昭です。今回は、遠藤政幸委員、根本市徳委員、鍋島正則委員で調査を実施しました。去る2月13日（水）、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第6号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第5条第1項の規定に基づくもので、宅地分譲、建売分譲、一般住宅、駐車場敷

地の転用です。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。次に、議案第7号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1については、すでに山林化しており、耕作できるような状態ではなく、非農地と判断致しました。申請場所は、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと判断いたしました。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 続いて、1月定例会での許可についての報告と報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出」に対する報告について」を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 1月定例会許可分は、1月25日付で、許可指令証を交付いたしました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番1番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

国分政利委員 議案第5号 件番1について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を渡邊利一委員と致しました。件番1については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。次に、件番2番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

渡辺喜一委員 議案第5号 件番2について、2月17日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。件番2については、耕作放棄地も無く、現地確認及び

申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づき、件番2は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づき、件番2は許可とすることに決定いたしました。次に、件番3番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

渡辺平二委員 議案第5号 件番3について、2月16日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番3については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番3につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づき、件番3は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第5号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づき、件番3は許可とすることに決定いたしました。次に、件番4番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

佐藤孝昭委員 議案第5号 件番4について、2月16日に現地調査及び申請内容の確認を三瓶和彦委員と致しました。件番4については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番4につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の

- 報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(質疑)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 5 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 5 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は許可とすることに決定いたしました。次に、件番 5 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
- 佐藤孝昭委員 議案第 5 号 件番 5 について、2 月 16 日に現地調査及び申請内容の確認を渡辺善幸委員と致しました。件番 5 については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 5 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、件番 5 は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 5 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、件番 5 は許可とすることに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 6 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議
 ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許
 可することに決定いたしました。次に、件番 2 について事務局の説明を求めま
 す。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基
 づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許
 可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めま
 す。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基
 づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許
 可することに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めま
 す。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基
 づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許

可することに決定いたしました。次に、件番 8 について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一

次に、議案第 7 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。件番 1 について上程してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、採決を行います。議案第 7 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一

異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一

それでは、次に、議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長

議長

会長伊藤 隆一

事務局長

事務局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一

議案に対する質疑を行います。なお、「新規設定」の番号 1 番につきましては、本農業委員会委員、4 番國分政利委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。暫時、休議します。

(休議中)

4 番國分政利委員 (退席)

会長伊藤 隆一

それでは再開します。まず、「新規設定」番号 1 番の議案に対する質疑を行い

- ます。
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。4 番國分政利委員の復席を求めます。
暫時、休議します。
(休議中)
(4 番國分政利委員着席)
- 会長伊藤 隆一 それでは次に、「再設定」番号 1 番から 19 番の 19 件と、「新規設定」番号 2 番から 14 番の 13 件の議案に対する質疑を行います。
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 8 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番から 19 番の 19 件と、「新規設定」番号 2 番から 14 番の 13 件について、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 8「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番から 19 番の 19 件と、「新規設定」番号 2 番から 14 番の 13 件について、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 9 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 9 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 9 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。

会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長 本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 2 月定例会を閉会いたします。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日
(閉会午後 2 時 1 7 分)

本宮市農業委員会会議規則第 1 9 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 5 番委員 遠藤 政幸

議席 6 番委員 國分 新司
